

過疎地域における事業用資産の買換えの場合の課税の特例措置

過疎地域の自立促進を図るため、過疎地域以外にある事業用資産を譲渡し、過疎地域内にある事業用資産を取得した場合、当該譲渡による譲渡益の一部について課税を繰り延べる措置。

現行制度

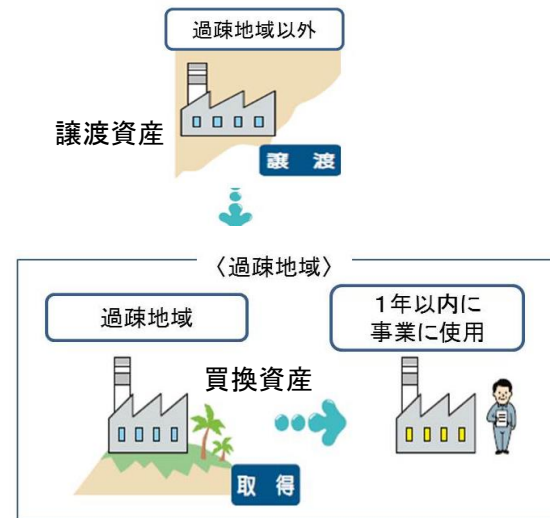
1. **内 容**: 譲渡益の一部(80%)について、所得税・法人税の課税を繰延べ。

(考え方)

- 買い換えた資産について、買換資産の取得価額又は譲渡資産の対価の額のいずれか少ない方の金額に、譲渡対価にかかる差益分を乗じた額の80%の範囲内で、買換資産の帳簿価額を圧縮できる(帳簿価額の減額分に税率を乗じた額が当該年度における減収額となる)。

(例) 譲渡資産の対価5億円(うち譲渡益4億円)、買換資産の取得価額3億円の場合
圧縮限度額: $3\text{億円} \times 4 / 5 \times 0.8 = 1.92\text{億円}$

- なお、買換資産の減価償却の累計額は、帳簿価額を減額した分だけ少なくなるので、減価償却期間を通じて損金算入できる額自体は変わらない(課税を繰延べする効果のみ)。



2. **適用期限**: 所得税: 令和2年(2020年)12月31日まで、法人税: 令和2年(2020年)3月31日まで
※他の買換え特例(既成市街地等から郊外への買換え等)と同一の適用期間

3. **経 緯**: 昭和45年過疎法制定時に規定。以来、租税特別措置法上の特例措置を継続的に延長。

4. **適用実績**:

| | 適用件数 | 適用額 (損金算入額) | 減収見込み額 |
|-----|------|----------------|----------|
| H27 | 4 | 1億3882万円 | 3317万円 |
| H28 | 8 | 13億1968万円 | 3億0880万円 |
| H29 | 3 | 7億7803万円 | 1億8205万円 |

※適用件数及び適用額については、財務省「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」による。
※減収見込み額については、適用額に基本税率を乗じて算出。

過疎地域自立促進特別措置法(抄)

(事業用資産の買換えの場合の課税の特例)

第二十九条 過疎地域以外の地域にある事業用資産を譲渡して過疎地域内にある事業用資産を取得した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

改正内容

適用期限を令和3年(2021年)3月31日まで延長 ※現行過疎法の適用期限と一致